27. 4. 30

資61

平成２７年度

新座市職員採用試験要領

（平成２７年７月１日採用）

新座市総務部人事課

１　採用職種・採用人員・受験資格

(1)　一般事務（社会福祉）

区　分	学歴・資格等	生　年　月　日	採用人員
社会福祉	社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する方	昭和55年４月２日以降	10名程度
	社会福祉主事任用資格取得に必要な厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した方	昭和61年４月２日以降	
	学校教育法に基づく大学において、社会福祉主事任用資格取得に必要な厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（３科目以上）を修めて卒業した方		

※　厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目については、別紙を参照してください。

(2)　技師（土木）

区　分	学歴・資格等	生　年　月　日	採用人員
土木	１級土木施工管理技士の資格を有する方	昭和55年４月２日以降	５名程度
土木専攻	大学（１級土木施工管理技術検定における指定学科に限る。）において土木を専攻し、卒業した方	昭和61年４月２日以降	

(3)　保健師

区　分	学歴・資格等	生　年　月　日	採用人員
保健師	保健師の資格を有する方	昭和55年４月２日以降	３名程度

◇　専修学校・各種学校等を卒業の方は、受験資格、学歴区分等についてお問い合わせください。

◇　外国籍の方も受験できます。（在留期間に制限のない「永住者」及び「特別永住許可」を持った方に限ります。）

◇　地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。（以下はその内容です。）

・　成年被後見人又は被保佐人

・　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・　日本国憲法の施行日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2　試験日・会場・合格発表

	試　験　日	試験会場	合　格　発　表
第１次	５月９日(土) 午前９時開始	新座市役所ほか	５月中旬、受験者全員に通知します。
第２次	詳細は第１次合格者に対し通知します。		５月下旬、受験者全員に通知します。
第３次	詳細は第２次合格者に対し通知します。		６月上旬、受験者全員に通知します。

3　試験の方法及び内容

(1)　第１次試験は次の内容で行います。

職　　種	区分	試　　験　　内　　容
一般事務	社会福祉	職場適応性検査(20 分)、教養試験(120 分)、 事務適正検査（20 分）、論文試験(60 分)
技　　師	土木	職場適応性検査（20 分）専門試験（120 分） ※教養試験、論文試験は免除となります。
	土木専攻	職場適応性検査(20 分)、専門試験(120 分) ※教養試験、論文試験は免除となります。
保健師		職場適応性検査(20 分)、専門試験(120 分) ※教養試験、論文試験は免除となります。

(2)　第２次試験は、第１次試験の合格者による集団討論を行います。

(3)　第３次試験は、第２次試験の合格者に個別面接を行います。

(4)　第３次試験の合格者に対し、身体検査を行います。

4　申込手続及び受付期間

申込期間	①　受付場所　市役所第二庁舎２階　人事課 ②　受付期間　４月１０日（金）～４月２１日（火） ※　郵送の場合は、②の期間に**必着**のこと
提出書類	・　履歴書及び自己紹介書　（市の所定の用紙を使用すること。） ・　卒業証明書（コピー不可）又は卒業証書の写し ・　成績証明書（コピー不可） ・　資格証明書等の写し（既に資格を取得している方のみ） ※　大学院修了の方は、大学の卒業証書の写し又は卒業証明書及び成績証明書を提出してください。 ※　提出書類は返却いたしませんので御了承ください。 ※　提出書類は職員採用試験以外の目的には利用いたしません。

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目

1　指定科目

平成12年～現在までの卒業者（平成12年3月31日 厚生省告示第153号）

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

2　指定科目の読替え

前述の指定科目名称以外であっても指定科目として認められる範囲（「読替え」と呼称）を規定しており、この読替えの範囲としてあげられている科目名と同じ名称の科目を履修されていれば、この場合も指定科目を履修したこととなります。

(1)　科目名の末尾に、「原論」、「（の）原理」、「総論」、「概論」「概説」、「論」、「法」、「（の）方法」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合

(2)　「社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容について」（平成12年9月13日付け社援第2074号厚生省社会・援護局長通知）の別添「社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容」（以下「シラバス通知」という。）に示す教育内容が全て含まれる内容であって、科目名の末尾に「Ⅰ、Ⅱ」等が加わることにより、複数の科目に区分され、かつ、当該区分された科目の全てを行う場合

(3)　(1)及び(2)のいずれにも該当する場合

（例１）「社会政策」に相当する科目を行う場合

- (1)に該当する場合　「社会政策論」、「社会政策総論」等でも可
- (2)に該当する場合　「社会政策Ⅰ」及び「社会政策Ⅱ」等でも可
- (3)に該当する場合　「社会政策論Ⅰ」及び「社会政策論Ⅱ」等でも可

（例２）「介護概論」に相当する科目を行う場合

- (1)に該当する場合　「介護福祉原論」、「介護福祉総論」、「介護福祉学総論」等でも可
- (2)に該当する場合　「介護概論Ⅰ」及び「介護概論Ⅱ」等でも可
- (3)に該当する場合　「介護福祉概説Ⅰ」及び「介護福祉概説Ⅱ」等でも可

科目名	読替えの範囲
社会福祉概論	社会福祉、社会事業、社会保障制度と生活者の健康、現代社会と福祉
社会福祉事業史	①　社会福祉事業史、社会福祉発達史、社会事業史、社会福祉の歴史
	②　日本社会福祉事業史と西洋社会福祉事業史を履修していること
社会福祉援助技術論	①　社会福祉援助技術、社会福祉方法、社会福祉事業方法、ソーシャルワーク、相談援助 ②　相談援助の基礎と専門職及び相談援助の理論と方法の２科目
社会福祉調査論	社会調査統計、社会福祉調査、社会福祉統計、社会福祉調査技術、ソーシャルリサーチ、福祉ニーズ調査、社会調査の基礎、社会調査
社会福祉施設経営論	社会福祉施設経営、社会福祉施設運営、ソーシャルアドミニストレーション、社会福祉管理、社会福祉管理運営、福祉サービスの組織と経営
社会福祉行政論	社会福祉行政、社会福祉行財政、福祉行財政、社会福祉法制、社会福祉法、社会福祉計画、ソーシャルプランニング、福祉行財政と福祉計画
社会保障論	社会保障、社会保障制度と生活者の健康、社会保障制度
公的扶助論	公的扶助、生活保護、生活保護制度、低所得者に対する支援と生活保護制度
児童福祉論	①　児童福祉、児童家庭福祉、子ども家庭福祉、こども家庭福祉
	②　児童・家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度並びに家庭福祉論及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの２科目
家庭福祉論	①　家庭福祉、母子福祉、母子寡婦福祉、婦人保護、ファミリーサポート、家族援助
	②　児童・家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度並びに児童福祉論及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの２科目
保育理論	保育
身体障害者福祉論	①　身体障害者福祉
	②　障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児（・）者福祉 （身体障害者福祉と知的障害者福祉論の内容を全て含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の２科目に該当する。）
知的障害者福祉論	①　知的障害者福祉
	②　障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児（・）者福祉 （身体障害者福祉論と知的障害者福祉の内容を全て含んでいるものに限っては身体障害者福祉と知的障害者福祉の２科目に該当する。）
精神障害者保健福祉論	精神障害者保健福祉、精神保健福祉、精神衛生、精神保健、精神医学、精神障害者福祉
老人福祉論	老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度
医療社会事業論	医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク
地域福祉論	地域福祉、協同組合、コミュニティ（一）ワーク、コミュニティ（一）オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、コミュニティ（一）福祉
法学	法律学、基礎法学、法学入門
民法	民法総則、民法入門
行政法	
経済学	経済、基礎経済、経済学入門
社会政策	社会政策、労働経済
経済政策	
心理学	心理、心理学理論と心理的支援、心理学入門
社会学	社会理論と社会システム、社会学入門
教育学	教育、教育学入門
倫理学	倫理、倫理学入門
公衆衛生学	公衆衛生、公衆衛生学入門
医学一般	①　医学知識、医学、医学入門、一般臨床医学、人体の構造と機能及び疾病、人体の構造（・）機能（・）疾病（・） ②　人体の構造と機能及び疾病の成り立ちと回復の促進を履修していること
リハビリテーション論	リハビリテーション、リハビリテーション医学、リハビリテーション入門
看護学	看護、基礎看護、看護学入門
介護概論	介護福祉、介護、介護知識、介護の基本、介護学入門
栄養学	栄養、栄養指導、栄養（・）調理、基礎栄養学、栄養学入門
家政学	家政、家政学入門

5　採用候補者名簿登載から採用まで

第３次試験合格者は職種ごとに採用候補者名簿に登載され、欠員の状況に応じて逐次採用します。したがって、採用候補者名簿に登載された方がすべて採用されるとは限りません。なお、採用時期は原則として平成２７年７月１日となります。

◇　次の事項に該当する場合は、採用候補者名簿から削除します。

・　提出した書類の記載内容に虚偽があった場合

6　勤務時間・休暇・給与等

(1)　勤務時間

月曜日～金曜日　午前８時３０分～午後５時１５分

(2)　週休日及び休日

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日並びに１２月２９日～翌年１月３日

※　配属先によっては、上記と異なる勤務時間及び休日が適用される場合があります。

(3)　休　暇

有給休暇として、年度２０日与えられる年次有給休暇（７月１日採用の場合、最初の年度は１５日）、疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出産・忌引等の場合に与えられる特別休暇があります。

その他、介護休暇、育児休業等の制度もあります。

(4)　給　与（職種によって異なります。）

①　初任給（地域手当を含む。）【平成２７年４月から】

資格・学歴	保健師	１級土木施工管理技士	一般事務（社会福祉）及び土木専攻
大学卒	２０６，４７０円	２０２，８４０円	１９８，８８０円
短大卒	１９１，６２０円	１８５，７９０円	１７９，９６０円
高校卒	１６６，９８０円	１６４，１２０円	１６１，１５０円

※　実務経験等の経歴については、本市所定の基準により初任給加算されます。

例：保健師（大学卒、実務経験５年、２８歳の場合）　234,630 円

技師（大学卒、１級土木施工管技師、実務経験５年、２８歳の場合）　232,100 円

②　諸手当

①のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

③　昇給は原則として、毎年１回行われます。

※　勤務時間、休暇、給与等の勤務条件については制度改正等により変更となることがあります。

7　その他

受験者から問い合わせの多い事項は、次のとおりです。

(1)　平成２６年度の採用試験の状況について

技師についての平成 26 年 9 月 21 日実施状況

募集職種		募集人数	受験者数		最終合格者数		倍率
技師	建築	技師全体で10名程度	1	2	0	0	0.0
	土木専攻		1		0		
保健師		3名程度	2		1		2.0

※　一般事務（社会福祉）の募集は行いませんでした。

(2)　一次試験の方式について

論文試験以外は、マークシート方式です。

(3)　職場適応性検査の概要について

職場における適応性を、職務に関連する性格の面からみる検査です。

(4)　論文試験のテーマについて（一般事務のみ）

テーマは公表していません。

例年、新聞・テレビ等で取り上げられている時事問題や市役所（地方行政）に関することです。

各職種とも６０分間、１，０００字程度です。

(5)　二次試験について

一次試験合格者による集団討論を行います。試験方法等詳細については、試験当日に発表します。

(6)　三次試験について

個別面接を行います。

【試験についての問合せ先】

新座市役所　総務部　人事課

〒３５２－８６２３　新座市野火止１－１－１

TEL　０４８（４７７）１１１１　内線１０７１～１０７７